平成２４年（フ）第１９５号
三重県鈴鹿市住吉５丁目６番33号　グランドゥール東大１Ｄ、前住所三重県鈴鹿市西条５丁目59番地
債務者　菅原　由利
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３６号
滋賀県東近江市妙法寺町663番地２　ハイツミッチー203号
債務者　清藤　明奈
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第３２８号
奈良県大和郡山市南郡山町400番地
債務者　谷　　全弘
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１０１号
鳥取県鳥取市西品治659番地２
債務者　田村　健一
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２０号
鳥取県鳥取市気高町下光元422番地
債務者　山下　佳治
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６８１号
広島県東広島市八本松町正力140番地28
債務者　山本　笑子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７３７号
広島県東広島市西条町寺家521番地14　平岩住宅３号、申立時の住所広島県東広島市西条町寺家5744番地
債務者　小林　礼子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７８３号
広島市西区横川町２－３－４－1001、住民票上の住所大阪市淀川区木川西４丁目４番２－818号
債務者　砂川　貴志
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８１６号
広島県安芸郡海田町国信２丁目17番24号
債務者　谷　　元一
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８３９号
広島市安佐南区沼田町大字伴2904番地６
債務者　青木　健司
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８４０号
広島市安佐南区沼田町大字伴2904番地６
債務者　青木　静恵
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８６６号
広島県東広島市八本松飯田２丁目17番４－508号　４号棟
債務者　佐々木鈴香
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０２号
愛媛県松山市東石井７丁目４番７号　石丸マンション601号
債務者　中内　和子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１５号
愛媛県四国中央市寒川町１番地２、前住所神奈川県川崎市多摩区長沢３丁目18番８号　第３米山荘102
債務者　福井　賢文
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第３７４号
大分県由布市湯布院町川上618番地２
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３７９号
大分市中央町３丁目７番36号　佐伯ビル310
債務者　木村　健二
1　決定年月日時　平成24年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２８２号
宮崎市大字芳士933番地　県営住宅２棟704号
債務者　久保田　剛
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
宮崎地方裁判所破産係